

令和4年3月29日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
福岡県豊前市大字宇島606番地の8
上田産業株式会社
代表取締役 上田 大作

2 処分日
令和4年3月28日

3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由

上田産業株式会社の代表取締役は、令和4年3月22日に法第14条の3の2第1項第5号の規定により産業廃棄物処分業の許可を取り消された豊前開発環境エネルギー株式会社の役員である。

このことにより、前記役員は、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ホの欠格要件に該当し、被処分者は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第3号の産業廃棄物収集運搬業の許可の取消事由に該当する。

〔問い合わせ先〕

生活環境部循環社会推進課

廃棄物監視指導班

担当：課長 嶋崎 晃

主幹 幸田俊光

電話番号 097-506-3134・3129